

る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額とする。

- 2 第349条の3の2第2項の規定又は第349条の3の3第1項の規定により読み替えて適用される第349条の3の2第2項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第702条第1項及び前項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

(都市計画税の税率)

第702条の4 都市計画税の税率は、100分の0.3を超えることができない。

(都市計画税の納税管理人)

第702条の5 第355条第1項の規定により定められた固定資産税の納税管理人は、当該納税義務者に係る都市計画税の納税管理人として、納税に関する一切の事項を処理しなければならない。

(都市計画税の賦課期日)

第702条の6 都市計画税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

(都市計画税の納期)

第702条の7 都市計画税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

- 2 都市計画税額(次条第1項前段の規定によって固定資産税をあわせて徴収する場合にあっては、都市計画税額と固定資産税額との合算額とする。)が市町村の条例で定める金額以下であるものについては、当該市町村は、前項の規定によって定められた納期のうちいずれか一の納期において、その金額を徴収することができる。

(都市計画税の賦課徴収等)

第702条の8 都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税の賦課徴収とあわせて行うものとする。この場合において、第17条の4の規定に基く還付加算金、第365条第2項の規定に基く納期前の納付に対する報奨金又は第368条若しくは第369条の規定に基く延滞金の計算については、都市計画税及び固定資産税の額の合算額によって当該各条の規定を適用するものとする。

- 2 都市計画税の賦課徴収に関する修正の申出及び不服申立て並びに出訴については、固定資産税の賦課徴収に関する修正の申出及び不服申立て並びに出訴の例によるものとする。
- 3 都市計画税の納税義務者は、都市計画税に係る地方団体の徴収金を、固定資産税に係る地方団体の徴収金の納付の例により納付するものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税に係る地方団体の徴収金とあわせて納付しなければならない。

- 4 第1項前段の規定によって都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合において、都市計画税及び固定資産税に係る地方団体の徴収金の納付があったときは、その納付額から督促手数料及び滞納処分費を控除した額を都市計画税及び固定資産税の額にあん分した額に相当する都市計画税又は固定資産税に係る地方団体の徴収金の納付があったものとする。
- 5 第1項前段の規定によって都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合においては、当該都市計画税の賦課徴収に用いる納税通知書、納期限変更告知書、督促状その他の文書は、固定資産税の賦課徴収に用いるそれらの文書とあわせて作成するものとする。
- 6 第1項前段の規定によって都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合において、市町村長が当該固定資産税の納期限を延長したときは、当該納税者に係る都市計画税の納期限についても、同一期間延長されたものとする。
- 7 第1項前段の規定によって都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合において、市町村長が第367条、第368条第3項又は第369条第2項の規定によって固定資産税又は当該固定資産税に係る延滞金額を減免したときは、当該納税者に係る都市引計画税又は当該都市計画税に係る延滞金額についても、当該固定資産税又は当該固定資産税に係る延滞金額に対する減免額の割合と同じ割合によって減免されたものとする。
- 8 第358条、第374条及び第375条の規定は、第1項の規定によって固定資産税の賦課徴収の例により賦課徴収を行う都市計画税について準用する。

参考法令等（条文等抜粋）

市町村の合併の特例等に関する法律（抜粋）

（職員の身分取扱い）

第12条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

地方公務員法（抜粋）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 （略）

地域自治区の設置に関する協議書（案）

市町村の合併の特例等に関する法律(平成 1 6 年法律第 5 9 号。以下「合併新法」という。)第 2 3 条及び第 2 4 条の規定に基づき、合併関係市町村の協議により定める事項、その他地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項について、下記のとおり定めるものとする。

記

（地域自治区の設置）

第 1 条 合併新法第 2 3 条第 1 項の規定に基づき、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的に、合併前の野尻町の区域に地域自治区を設置する。

（地域自治区の名称）

第 2 条 地域自治区の名称は、野尻町とする。

（地域自治区の設置期間）

第 3 条 地域自治区の設置期間は、合併の日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、一定期間を経過した後、評価し、合併新法第 2 3 条第 1 項又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 2 条の 4 に規定する地域自治区の設置の是非について、再度検討する。

（地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域）

第 4 条 地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

位置	名称	所管区域
小林市野尻町東麓 1 1 8 3 番地 2	小林市野尻庁舎	合併前の野尻町の区域

（地域自治区の事務所の所掌事務）

第 5 条 地域自治区の事務所が所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合支所の事務に関すること。
- (2) 第 8 条に規定する地域協議会の庶務及び運営に関すること。

（地域自治区の区長）

第6条 地域自治区の事務所に地方自治法第202条の4第3項に基づき事務所の長を置き、市長の補助機関である職員をもって充てる。ただし、合併新法第24条第1項の規定により、合併の日から2年間に限り、事務所の長に代えて特別職の区長（以下「区長」という。）を置く。

2 区長の選任については、地域協議会、地域の団体・組織等からの意見を尊重して、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから市長が選任する。

3 区長の任期は2年とする。ただし、区長が欠けた場合における補欠の区長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 市長は、区長が次の各号のいずれかに該当するときは、罷免することができる。

(1) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるときその他その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反その他その職たるに適しない非行があると認めるとき。

5 区長の報酬の額は、その身分及び職責を踏まえ財政状況等を考慮した上で、小林市特別職報酬等審議会に諮り、市長が別に定めるものとする。

（地域自治区の区長の権限）

第7条 区長は、地域自治区を代表し、その地域の特性や資源を活かした独自性のあるまちづくりのため、市長に助言し、又は意見を具申する。

2 区長は、新市の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の小林市（以下「市」という。）の機関及び地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携（協働）を図りつつ、担任する事務を処理するものとする。

（地域協議会の設置）

第8条 地域自治区に地域協議会を置く。

（地域協議会の組織）

第9条 地域協議会は、委員15人以内で組織する。

2 地域協議会の委員（以下「委員」という。）は、当該地域自治区の区域内に住所を有する者で、次の各号に掲げる者のうちから、住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮して、市長が選任する。

(1) 当該地域自治区の区域内の公共的団体及びまちづくり委員会等が推薦する者

(2) 学識経験を有する者

(3) 公募による者

(地域協議会の権限)

第 10 条 地域協議会は、次の各号に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を具申することができる。

(1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

(3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化(協働)に関する事項

2 市長は、次の各号に掲げる市の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

(1) 新市基本計画の変更及び執行状況に関する事項

(2) 基本構想及び総合計画の策定及び変更に関する事項

(3) 各種地域計画の策定及び変更に関する事項

(4) 予算編成に関する重要事項

(5) 公の施設の設置、統合及び廃止並びに管理運営に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(地域協議会の委員の任期等)

第 11 条 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の報酬については、小林市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償条例に基づき、日額報酬を支給するとともに、費用を弁償する。

(地域協議会の会長及び副会長)

第 12 条 地域協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

6 会長及び副会長が次の各号のいずれかに該当するときは、地域協議会における出席委員の過半数の議決に基づき、市長が解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるときその他その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反その他その職たるに適しない非行があると認めるとき。

(地域協議会の会議)

第13条 地域協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 定例の会議の開催回数は、年次計画を作成し、月1回を基本として開催する。なお、会長は必要に応じて、臨時に会議を開くことができる。

3 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

4 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

5 会議の議長は、会長が務めるものとする。

6 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

7 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

8 会議は公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(その他)

第14条 この協議書に定めるもののほか、地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項は、地域協議会の意見を聴き、市長が別に定める。

附 則

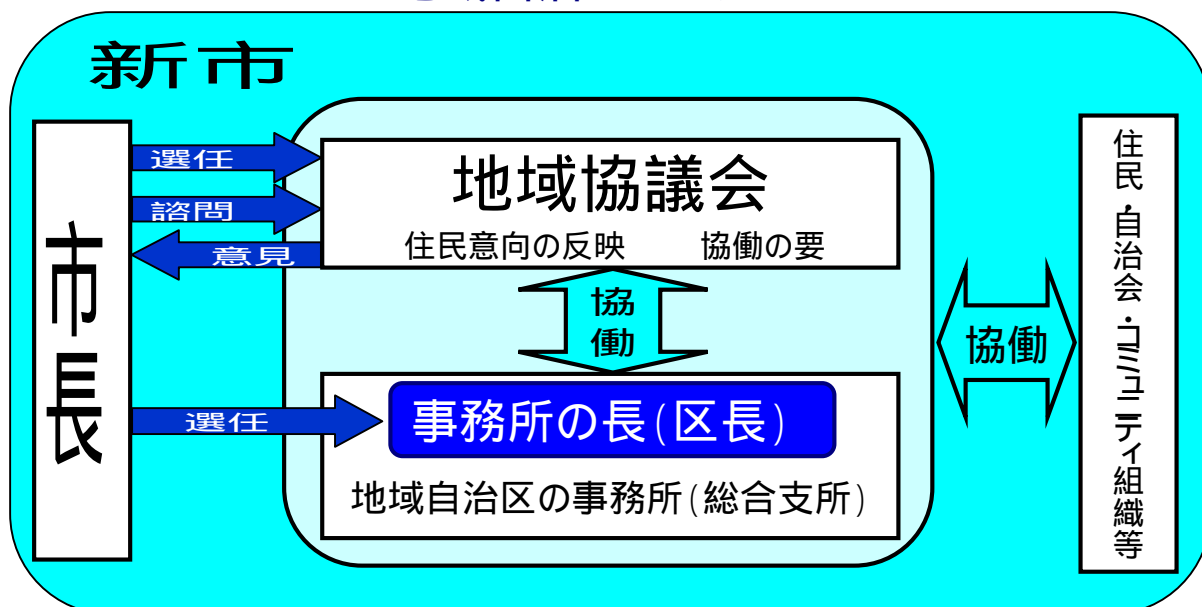
この協議は、合併の日から施行する。

【参考資料】

市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）による地域自治区の概要

1. 設置目的	住民に身近な事務の処理にあたり、住民の意見を十分に反映させるとともに、行政と住民との相互の連携を図ることを目的に設置します。
2. 設置根拠法令	市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）第23条
3. 設置	合併協議会の協議により設置することができます。関係市町議会の議決が必要です。
4. 設置期間	合併協議会で定める期間ですが、概ね10年以内が適当です。
5. 設置区域	旧市町単位を設置区域とします。
6. 規約等	規約制定の義務付けはなく、必要な事項は協議で定めます。
7. 地域自治区の機能	地域の住民の意見を行政に反映 行政と住民との協働による地域づくりの場 市長の権限に属する事務
8. 地域自治区の事務所	地域自治区の事務所は必ず設置しなければなりません。市町村合併により、旧市町に総合支所を設置する場合は、その総合支所に設置する場合があります。 地域自治区の事務所の役割 市長の権限に属する事務 地域協議会の事務処理
9. 地域自治区の職員	地域自治区の事務所の長及び職員は、新市の職員を充てます。
10. 地域自治区長	地域自治区の事務所の長に代えて、合併協議会の協議により、地域自治区に期間を定めて特別職の区長を置くことができます。区長は市長が選任します。
11. 地域協議会	地域の公共的団体代表、学識経験者、公募市民等で構成する地域協議会を設置します。 ア. 構成員 地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任します。 イ. 任期 4年以内 ウ. 協議会委員の報酬 支給しないことができます。 エ. 権限等 (1)次に掲げる事項のうち、市長、その他の市の機関（教育委員会等）により諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、市長、その他の市の機関（教育委員会等）に意見を述べるすることができます。 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項 のほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項 (2)市長の対応等 市長は、条例で定める市の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、または変更しようとする場合は、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければなりません。 市長、その他の市の機関（教育委員会等）は、(1)及び(2)の 意見を勧案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければなりません。
12. 解散	設置期間満了により解散します。

地域自治区のイメージ



須木地域の地域自治区の現況

1. 地域自治区の設置	市町村の合併の特例に関する法律(旧合併特例法)に基づき、合併前の須木村の区域をその区域とする「地域自治区」を設置するものとする。
2. 地域自治区の所管区域・名称	地域自治区の所管する区域は、合併前の須木村の区域とする。 地域自治区の名称は「須木」とする。
3. 地域自治区の設置期間	地域自治区の設置期間は、合併の日から10年以内とする。
4. 地域自治区の事務所の所掌事務	須木区の事務所が所掌する事務は、総合支所業務全般と、地域協議会の庶務及び運営に関する事務とする。
5. 地域自治区長の設置・選任	地域自治区の事務所の長に代えて、副市長相当職の区長を置く。 区長の選任にあたっては、市長は地域協議会等の意見を求め、地域の意見を尊重して選任するものとする。
6. 区長の設置期間	区長の設置期間は、合併の日から10年以内とする。
7. 区長の任期	区長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
8. 区長の権限	区長の権限は、副市長の決裁区分と同程度とし、須木区に係るものに限る。区長は須木庁舎における事務を総括する。
9. 地域協議会の組織及び委員の選任・任期	協議会の委員の定数は10人以内とする。 1) 委員の選任 地域自治区に協議会を設置し、その委員は次に掲げる者の中から市長が選任する。 須木区の区域内の公共的団体等が推薦する者 4人以内 学識経験を有する者 4人以内 公募による者 2人以内 2) 地域協議会の委員の任期等 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
10. 地域協議会の会長及び副会長	地域協議会に、協議会委員の互選により会長及び副会長をそれぞれ1人置く。 会長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 会長、副会長の任期は、委員の任期とする。
11. 地域協議会の委員の報酬	委員の報酬は、日額報酬とする。 委員の費用を弁償する。ただし、会議に伴う費用弁償は支給しない。

<p>12. 地域協議会の運営</p>	<p>会議は、会長が招集する。</p> <p>定例の会議の開催回数は、年次計画に沿って月1回を基本として開催する。なお、会長は必要に応じて、臨時に会議を開くことができる。会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。会議の議長は、会長が務めるものとする。</p> <p>会議の議事は、出席委員の2分の1をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>
<p>13. 地域協議会の権限</p>	<p>次に掲げる事項のうち、市長その他の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、市長その他の機関に意見を述べることができる。</p> <p> 地域自治区の事務所が所掌する事項</p> <p> 市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項</p> <p> 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域に住所を有する者との連携の強化に関する事項</p> <p>市長は次の各号に掲げる市の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p> 新市まちづくり計画に関する事項</p> <p> 総合計画に関する事項</p> <p> 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p>
<p>14. 須木庁舎における予算要求・執行</p>	<p>予算要求は、須木庁舎における所属課単位での要求を基本とするが、事務の効率化に資する事業については、本庁所属課で一括要求する。須木庁舎においては、予算要求書を提出するにあたっては、区長の決裁を得ることとする。</p> <p>区長は予算編成方針に照らして、要求内容の検討を行うとともに、須木区内の調整の必要性を勘案しながら、須木庁舎に係る予算要求を総括する。</p> <p>須木庁舎では、本庁財政課から直接、予算の配当を受け、区長・須木庁舎課長が付与された専決権の範囲内で予算を執行する。</p> <p>(ただし、本庁での一括執行予算は除く。)</p>

旧合併特例法に基づく地域自治区の設置状況

(平成18年7月1日現在)

都道府県名	市町村名	構成市町村名	合併等の状況	
			合併方式	合併期日
01 北海道	石狩市	石狩市、厚田村、浜益村	編入	H17.10.1
02 北海道	伊達市	伊達市、大滝村	編入	H18.3.1
03 北海道	枝幸町	枝幸町、歌登町	新設	H18.3.20
04 北海道	新ひだか町	静内町、三石町	新設	H18.3.31
05 青森県	青森市	青森市、浪岡町	新設	H17.4.1
06 青森県	八戸市	八戸市、南郷村	編入	H17.3.31
07 岩手県	一関市	一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根町、川崎村	新設	H17.9.20
08 岩手県	盛岡市	盛岡市、玉山村	編入	H18.1.10
09 岩手県	奥州市	水沢市、江刺市、前沢町、丹沢町、衣川村	新設	H18.2.20
10 宮城県	気仙沼市	気仙沼市、唐桑町	新設	H18.3.31
11 秋田県	横手市	横手市、増田町、平賀町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村	新設	H17.10.1
12 秋田県	能代市	能代市、二ツ井町	新設	H18.3.21
13 福島県	南相馬市	原町市、小高町、鹿島町	新設	H18.1.1
14 福島県	白河市	白河市、表郷村、大信村、東村	新設	H17.11.7
15 群馬県	沼田市	沼田市、白沢村、利根村	編入	H17.2.13
16 神奈川県	相模原市	相模原市、津久井町、相模湖町	編入	H18.3.20
17 新潟県	柏崎市	柏崎市、高柳町、西山町	編入	H17.5.1
18 新潟県	上越市	上越市、安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、名立町	編入	H17.1.1
19 石川県	加賀市	加賀市、山中町	新設	H17.10.1

地域自治体の設置状況								備考
設置区域	設置期間	区長等			地域協議会			
		特別職の配置	任期	設置期間	構成員数	任期	報酬	
厚田村、浜益村	10年		2年	4年	15人以内	2年	日額報酬	
大滝村	10年	-	-	-	15人以内	2年	報償金	
歌登町	10年		2年	6年	20人以内	2年	支給しない	
三石町	10年以内		2年	10年以内	15人以内	2年	支給しない	
波岡町	10年		2年	10年	20人以内	2年	支給しない	
南郷村	10年		2年	2年	20人以内	2年	日額報酬	
花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根町、川崎村	2年6月		2年	2年6月	15人以内	2年	不明	事務長(部長級)
玉山村	10年		2年	10年	15人以内	2年	日額報酬	
水沢市、江刺市、前沢町、丹沢町、衣川村	10年		2年	4年	20人以内	2年	日額報酬	
唐桑町	10年		2年	10年	20人以内	2年	日額報酬	
増田町、平賀町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村	4年6月		2年	4年6月	15人以内	2年	不明	
二ツ井町	10年	-	-	-	15人以内	2年	不明	
原町市、小高町、鹿島町	定め ない		2年	10年	別に 定める	2年	日額報酬	
表郷村、大信村、東村	10年		2年	5年	15人以内	2年	支給 しない	
白沢村、利根村	10年		2年	10年	15人以内	2年	不明	
津久井町、相模湖町	5年	-	-	-	30人以内	2年	支給 しない	
高柳町、西山町	10年	-	-	-	20人以内	2年	支給 しない	
安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大湊町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、名立町	5年	-	-	-	18人 以内 (地域別 に設定)	4年	支給 しない	委員は 公選制
山中町	10年	-	-	-	10人 以内	2年	不明	

38団体

101地域自治区

都道府県名	市町村名	構成市町村名	合併等の状況	
			合併方式	合併期日
20 福井県	坂井市	三国町、丸岡町、春江町、坂井町	新設	H18.3.20
21 長野県	松本市	松本市、四賀村、安曇村、奈川村、梓川村	編入	H17.4.1
22 長野県	飯田市	飯田市、上村、南信濃村	編入	H17.10.1
23 長野県	伊那市	伊那市、高遠町、長谷村	新設	H18.3.31
24 岐阜県	岐阜市	岐阜市、柳津町	編入	H18.1.1
25 岐阜県	大垣市	大垣市、上石津町、墨俣町	編入	H18.3.27
26 三重県	紀北町	紀伊長島町、海山町	新設	H17.10.11
27 兵庫県	香美町	美方町、村岡町、香住町	新設	H17.4.1
28 兵庫県	多可町	中町、加美町、八千代町	新設	H17.11.1
29 奈良県	宇陀市	大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村	新設	H18.1.1
30 島根県	吉賀町	六日市町、柿木村	新設	H17.10.1
31 長崎県	平戸市	平戸市、生月町、田平町、大島村	新設	H17.10.1
32 宮崎県	都城市	都城市、山之口町、高城町、山田町、高崎町	新設	H18.1.1
33 宮崎県	美郷町	南郷村、西郷村、北郷村	新設	H18.1.1
34 宮崎県	延岡市	延岡市、北方町、北浦町	編入	H18.2.20
35 宮崎県	日向市	日向市、東郷町	編入	H18.2.25
36 宮崎県	小林市	小林市、須木村	新設	H18.3.20
37 鹿児島県	鹿屋市	鹿屋市、輝北町、串良町、吾平町	新設	H18.1.1
38 鹿児島県	奄美市	名瀬市、住用村、笠利町	新設	H18.3.20

地域自治区の設置状況								
設置区域	設置期間	区長等			地域協議会			備考
		特別職の配置	任期	設置期間	構成員数	任期	報酬	
三国町、丸岡町、春江町、坂井町	10年		2年	本庁方式移行まで	10人以内	2年	支給しない	
安曇村、奈川村、梓川村	10年	-	-	-	15人以内	2年	日額報酬	地域審議会を併設
上村、南信濃村	5年6月		2年	5年6月	10人以内	2年	支給しない	地域自治区(一般)
高遠町、長谷村	10年		2年	10年以内	15人以内	4年	日額報酬	地域自治区(一般)
柳津町	10年	-	-	-	20人以内	2年	日額報酬	
上石津町、墨俣町	5年	-	-	-	15人以内	4年	支給しない	
紀伊長島町、海山町	定め ない	-	-	-	15人以内	2年	不明	
美方町、村岡町、香住町	定め ない	-	-	-	15人以内	2年	日額報酬	
中町、加美町、八千代町	不明	-	-	-	15人以内	2年	不明	
大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村	5年3月		2年	5年3月	15人以内	2年	支給しない	
柿木村	10年	-	-	-	10人以内	2年	支給しない	
生月町、田平町、大島村	10年	(一部)	2年	10年	15人以内	2年	日額報酬	地域審議会を併設
山之口町、高城町、山田町、高崎町	6年		2年	6年	15人以内	2年	支給しない	
南郷村、西郷村、北郷村	4年		4年	4年	15人以内	2年	日額報酬	副町長を配置
北方町、北浦町	10年		2年	3年	15人以内	2年	日額報酬	
東郷町	6年		2年	2年	20人以内	2年	日額報酬	
須木村	10年以内		2年	10年以内	10人以内	2年	日額報酬	
輝北町、串良町、吾平町	4年		2年	4年	15人以内	2年	日額報酬	
名瀬市、住用村、笠利町	10年		2年	4年	15人以内	2年	日額報酬	

地域自治区に関する根拠法令等（抜粋）

地方自治法（抄）

第4節 地域自治区

（地域自治区の設置）

第202条の4 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。

2 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

3 地域自治区の事務所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもって充てる。

4 第4条第2項の規定は第2項の地域自治区の事務所の位置及び所管区域について、第175条第2項の規定は前項の事務所の長について準用する。

（地域協議会の設置及び構成員）

第202条の5 地域自治区に、地域協議会を置く。

2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。

3 市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に当たっては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

4 地域協議会の構成員の任期は、4年以内において条例で定める期間とする。

5 第203条第1項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。

（地域協議会の会長及び副会長）

第202条の6 地域協議会に、会長及び副会長を置く。

2 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、条例で定める。

3 地域協議会の会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。

4 地域協議会の会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。

5 地域協議会の副会長は、地域協議会の会長に事故があるとき又は地域協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(地域協議会の権限)

第 202 条の 7 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。

(1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

(3) 市町村の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

3 市町村長その他の市町村の機関は、前 2 項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(地域協議会の組織及び運営)

第 202 条の 8 この法律に定めるもののほか、地域協議会の構成員の定数その他の地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(政令への委任)

第 202 条の 9 この法律に規定するものを除くほか、地域自治区に関し必要な事項は、政令で定める。

市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）(抄)

(地域自治区の設置手続等の特例)

第 23 条 市町村の合併に際しては、地方自治法第 202 条の 4 第 1 項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に、1 又は 2 以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域とする同項に規定する地域自治区（以下「合併関係市町村の区域による地域自治区」という。）を設けることができる。

2 市町村の合併に際し、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設ける場合においては、地方自治法第 202 条の 4 から第 202 条の 8 までの規定により条例で定めるものとされている事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前 2 項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第 1 項及び第 2 項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

(地域自治区の区長)

第 24 条 市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区(以下「合併に係る地域自治区」という。)において、当該合併に係る地域自治区の区域における事務を効果的に処理するため特に必要があると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併に係る地域自治区の事務所の長に代えて区長を置くことができる。

2 区長は、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、合併市町村の長が選任する。

3 区長の任期は、2 年以内において合併関係市町村の協議で定める期間とする。

4 第 1 項及び前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

5 合併市町村は、第 1 項及び第 3 項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

6 次の各号のいずれかに該当する者は、区長となることができない。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 合併市町村の長は、区長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合その他区長がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができる。

- 8 合併市町村の長は、区長に職務上の義務違反その他区長たるに適しない非行があると認める場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。
- 9 区長は、前2項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免され、又は懲戒処分を受けることがない。
- 10 区長は、第6項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その職を失う。
- 11 合併に係る地域自治区の事務所の職員のうち区長があらかじめ指定する者は、区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 12 区長は、合併市町村の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、合併市町村の長その他の機関及び合併に係る地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携を図りつつ、担任する事務を処理するものとする。
- 13 地方自治法第165条第2項及び第175条第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条の規定は、区長について準用する。この場合において、地方自治法第165条第2項中「副知事又は副市町村長」とあるのは「区長（市町村の合併の特例等に関する法律第24条第1項に規定する区長をいう。以下同じ。）」と、「普通地方公共団体の長に」とあるのは「合併市町村（同法第2条第2項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）の長に」と、「普通地方公共団体の長の」とあるのは「合併市町村の長の」と、同法第175条第2項中「前項に規定する機関の長」とあるのは「区長」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併市町村」と読み替えるものとする。
- 14 第1項に規定する区長の職は、地方公務員法第3条の特別職とする。
（住居表示に関する特例）
- 第25条** 合併に係る地域自治区の区域における住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条に規定する住居を表示するには、同条に定めるもののほか、当該合併に係る地域自治区の名称を冠するものとする。第23条第1項の規定により設けられた合併に係る地域自治区の同項に規定する期間の満了に際し、当該合併に係る地域自治区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における同法第2条に規定する住居の表示についても、同様とする。

参考法令等（条文等抜粋）

（1）特別職に属する公務員

地方公務員法（抜粋）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

1 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

市町村長、議員、副市町村長、収入役、監査委員、教育委員、公平委員、選挙管理委員、固定資産評価審査委員、農業委員の一部など

1の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

1の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

2 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

2の2 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの

3 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

4 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

5 非常勤の消防団員及び水防団員の職

6 特定地方独立行政法人の役員

（2）常勤の特別職

地方自治法（抜粋）

（知事及び市町村長）

第139条 都道府県に知事を置く。

2 市町村に市町村長を置く。

(長の任期)

第 140 条 普通地方公共団体の長の任期は、4 年とする。

2 前項の任期の起算については、公職選挙法第 259 条及び第 259 条の 2 の定めるところによる。

(副知事及び副市町村長の設置)

第 161 条 都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができる。

2 副知事及び副市町村長の定数は、条例で定める。

(副知事及び副市長村長の選任)

第 162 条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

(副知事及び副市長村長の任期)

第 163 条 副知事及び副市町村長の任期は、4 年とする。ただし、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

(会計管理者の設置)

第 168 条 普通地方公共団体に会計管理者一人を置く。

2 会計管理者は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから、普通地方公共団体の長が命ずる。

(会計管理者になることができない者)

第 169 条 普通地方公共団体の長、副知事若しくは副市町村長又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、会計管理者となることができない。

2 会計管理者は、前項に規定する関係が生じたときは、その職を失う。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(教育長)

第 16 条 教育委員会に、教育長を置く。

2 教育長は、第 6 条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員(委員長を除く。)である者のうちから、教育委員会が任命する。

3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法第 27 条、第 28 条及び第 29 条までの規定の適用を妨げない。

4 教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。

(3) 非常勤の特別職(任意に設置するもの等)

地方自治法(抜粋)

(委員会・委員の設置)

第138条の4 (略)

2 (略)

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(職務・組織・設置)

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

【別紙2】(第14号関係) 新市における事務組織及び機構の整備方針

[整備方針]

) 基本方針

住民サービスの低下を招かないよう十分配慮した組織機構とする。

住民にわかりやすく、利用しやすい組織機構とする。

地方分権や新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織機構とする。

新市基本計画を円滑に遂行できる機能を有する組織機構とする。

) 合併時の機能

新市の行政機能については、「管理機能」(総務・企画・財政・人事等)、「分野別機能」(保健・医療・福祉、自然・環境保全、都市基盤整備、産業・経済・観光振興、教育・文化、地域コミュニティ)、「窓口機能」の3つの機能に大別する。

なお、本庁舎で業務を行うことが望ましい「管理機能」の部署については、現在の小林市の組織に統合する。また、「分野別機能」における各部署の政策立案(統括)部門についても、原則として小林市の組織に統合する。

総合支所には、「地域振興部門」、「住民生活部門」、「地域整備部門」において総合支所の所管区域に係る「分野別機能」と、住民に直接関係がある「窓口機能」を所管する部署を設置することとする。

行政委員会については、統合し、各関係法令に基づき整備するものとする。ただし、教育委員会、農業委員会については、窓口・相談業務を確保するため、総合支所にも分室を設置するものとする。

紙屋支所については、出張所として、現行のまま新市に引き継ぐ。